

【表紙】

|                |                                      |
|----------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                              |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項                   |
| 【提出先】          | 関東財務局長                               |
| 【提出日】          | 平成23年6月24日                           |
| 【会社名】          | アドソル日進株式会社                           |
| 【英訳名】          | Ad-Sol Nissin Corporation            |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 上田 富三                        |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません                           |
| 【本店の所在の場所】     | 東京都港区港南四丁目1番8号                       |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社大阪証券取引所<br>(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号) |

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長上田富三は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しています。

当社は、わが国において一般に公正妥当と認められる、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査の実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行いました。

尚、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。

この為、財務報告に係る内部統制は、その限界により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、平成23年3月31日時点における財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しました。

当該評価に当たり、当社は、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して評価を行いました。

当社は、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に当たって、全社的な内部統制の評価を行い、その評価結果を踏まえて、全事業所を重要な事業拠点として選定しました。

選定した事業拠点においては、会社の事業目的に大きく係る勘定科目である売上、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスと、それ以外については財務報告全体に対する金額的及び質的影響の大きい購買の業務プロセスを加えて評価を行いました。

## 3【評価結果に関する事項】

以上の評価に基づき、当社は、平成23年3月31日時点における会社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重大な影響を及ぼす後発事象はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。